

議員提出議案第 2 号

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 3 年 7 月 1 日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲 也

賛成者 長門市議会議員 吉 津 弘 之

賛成者 長門市議会議員 中 平 裕 二

賛成者 長門市議会議員 早 川 文 乃

長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

長門市議会委員会条例（平成 17 年長門市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 1 章 総則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第 13 条 委員は、 <u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u>	本則 第 1 章 総則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第 13 条 委員は、 <u>事故のため</u> 欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。  (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議員提出議案第2号

### 長門市議会委員会条例の一部を改正する条例

#### 理 由 書

この議案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、委員会への欠席事由を明文化するとともに、出産については産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るなど所用の改正を行うもの。